

順治九年「南京船」の長崎渡航に関する一考察 —中国第一歴史档案館所蔵清朝档案の解析から—

彭浩

はじめに

本稿は、中国第一歴史档案館に所蔵されている未刊行の清朝档案⁽¹⁾を解読・分析することを通じて、順治九（一六五二、慶安五）年「南京船」⁽²⁾の長崎渡航について考察を行いたい。

一六四四年に清軍が山海関を越えて北京に入城し、さらに北京へ遷都をしたことが清の中国支配の始まりであった。その年は清の順治元年にあたり、順治帝在位のおよそ一八年間は、清が中国大陸への支配を次第に固めていく時期であった。ところが、順治年間においては、長崎貿易に参加する唐船（中国商人経営の帆船）の大半は、反清の旗を掲げた鄭氏集団に属する、またはその保護下の商船であった。清支配下の地域から長崎に渡航した商船は数少なく、それらの船に関する現存史料も稀である。この意味で、次にあげる二点の、順治年間渡日「南京船」に関する清朝档案は、非常に貴重なものと言っても過言ではない。

・順治一〇年五月二二日山東巡撫夏玉題本「題為恭報緝獲通外洋船、仰祈聖鑑事」（書出）

・順治一二年七月一五日刑部尚書図海等題本「題為恭報緝獲通外洋船、仰祈睿鑑事」（書出）

両者はいずれも、順治九年に商人水秦宇らが官府側の許可なしで長崎に渡航し貿易を行った事件（以下、史料用語で「水秦宇等一案」と称す）に関する史料である。内容的には、前者は事件の発覚に関する山東巡撫夏玉の報告（以下、「夏玉題本」、後者は関係者の処罰に対する刑部の審議意見を示している（以下、「刑部題本」）。

題本とは、明清時代の上奏文書の種類であり、とりわけ康熙年間に奏摺制度が創始される前の上奏文書として、最も基本的な様式ということができる。文書の処理については、①題本が内閣に提出される、②「票簽処」で処理案が作成され「票」（書き付け）に書き込まれる（「票擬」・「票簽」と呼ばれる）、③内閣大学士の確認を経て「票」を題本に挟む形で皇帝に上呈される、④皇帝の裁可を受けると、内閣の「批本処」で「批紅」（朱書で諭旨を表紙に書き込む）が施される、⑤「批紅」された題本、いわゆる「紅本」が六科（公文の監察機構）に送付され、そこで抄録され、写本が関係部門に回される、⑥「紅本」の原本はひとまず六科で保存、年末にまとめて内閣に渡され、「紅本庫」で保管される、という流れであった。また、題本には、上奏内容と関連する他の公文をそのまま引用する場合が多いという特徴もある。たとえば、「刑部題本」では九割以上の文量を割いて、審議対象とした、後述する山東巡撫耿焄



(夏玉の後任)の題本を引用している。
 「水秦宇等一案」について、順治年間の対日貿易政策に関する研究では少し触れられているものの、その典拠は『明清史料』己編に収録される、「山東巡撫夏玉題称」と題された前欠史料である。半分程度しか残されていないため、それに依拠した研究では、事件の経緯を説明するに至らないのみならず、商人の出身地などの基礎事項に関しても誤解が

あつた。⁽⁶⁾

本稿は、一次史料の「夏玉題本」・「刑部題本」に依拠して「水秦宇等一案」の経緯を明らかにすることを目的とする。そのうえで、「南京船」の長崎貿易に対する日清双方の姿勢及び貿易状況について若干の検討を加える。ただし、商船の経営に関する議論は、別稿に譲りたい。

なお、史料の理解に資するため、ここで清の地方行政・軍制をごく簡略に説明したい。清朝の基本的な地方行政区画は省・府・州・県制、それぞれの行政長官は巡撫・知府・知州・知県であり、そして省と府の間に道員が設けられ、地方行政を分担させられることもあつた。「水秦宇等一案」の処理過程に即していうと、地方官間の指令伝達と上申は、基本的には、次のようなラインに沿って行われていた。
 山東省・巡撫―萊州海防道(萊州道)―萊州府・知府―即墨県・知県
 ただし、知府が道を介さずに巡撫に直接報告したこともある。

一 「夏玉題本」に見る「水秦宇等一案」の摘発過程

「夏玉題本」は、まず全体の四分の一ほどを割いて、巡撫夏玉が順治一〇年五月七日に受け取った膠州総兵海時行からの「移会手本」(隸属関係のない官署間の公文)の内容を紹介している。それによれば、膠州に隣接する即墨県の女姑口で防衛を勤めている兵士が、不審船・商人を発見した。その報告を受けて海時行は、配下武官を派遣し、膠州知州とともに即墨県に赴かせ、同県知県と一緒に「洋商」水秦宇らの二〇名客商を拘束し、船を封印した。また、膠州の東関(城内の東側)で「洋商」黄子連ら六名を捕まえ入牢させ、貨物六〇余駄を封印したという。

これらの情報を入手した後、巡撫夏玉は萊州海防道などに調査を指示した。数日後の五月一日、萊州府からの報告書が届いた。報告書は主に、同五月八日付即墨県の「申報」(注進)を上達するものであり、そ

の記述が題本全体の半分程度を占めている。それによれば、同年四月三〇日に県城外の西関（城内の西側）で「巡集民壯」（市場の秩序を守るため徴発された民人の見回りか）から、その話す言葉で「外省人」と思われる商人一〇数人が市場で貨物を販売しているという報告があり、それを受けて調べたところ、南の江南省の廟灣（黄河が海へと流れ込む河口の近く）⁹⁾から船に乗ってきた商人であると分かった。知県は、膠州の役人や総兵配下の武官とともに女姑口に赴き、船の積荷を封印し、客商二〇名を拘束したという。また当該「申報」には、尋問に対する商人張文武の供述が記されている。

【史料1】

小的係陝西朝邑県人、自玖年式月拾伍日從蘇州起身、至陸月間到日本国、同夥式百人俱係山陝・南直一帶人氏、各置買狐皮・松子・海參・銅・蘇木・胡椒・紫檀木等物、上年拾月起身、遇風不順、仍打回日本国、今年式月拾壹日自日本国起身、漂至淮安府廟灣地方、上去同伴百拾人、討取盤費去了、小的們漂來到女姑海口下卸、小的同伴杜得吾・張友振・范子剛・李旺・張明吾・尚礼・閻茂德、共捌人、各帶煙并紫菜・花布等貨、行至西関集、投宿黃炳家、又有同伴張次有・張用・劉万・李俊・水秦宇・何福・楊志・王之実・王小宇・王采・李順・顧元、共拾式人、各帶煙・白茯苓等貨、投宿黃拖家、各往下趨趕集場発売、海船壹隻在口灣泊、船内還有零星貨物、等語、

【訳文】

私（原文には謙讓語「小的」を使っている）は陝西朝邑県人、九年二月一五日に蘇州から出発し、六月に日本国に着きました。仲間二百人はみな、山陝（山西・陝西省）・南直（清初は江南省）一帯の人々、それぞれ狐の皮・松の実・海參（煎海鼠）・銅・蘇木・胡椒・紫檀

木などを買い入れました。昨年一〇月に（帰国のため日本から）出発し、逆風に遭ってまた日本国に打ち返され、今年二月二一日に日本国から出発し、風波に乗じて淮安府の廟灣に着きました。〔廟灣から乗員の〕仲間百十数人は上陸し、旅費を取りに行き（商売に行つたという意味か）、私たちは風波に乗じて女姑口に来て碇泊しました。私の仲間杜得吾・張友振・范子剛・李旺・張明吾・尚礼・閻茂德は合わせて八人、それぞれ煙・紫菜（海苔）・花布（更紗）などの貨物を持って（即墨県の）西関の市場に赴き、黃炳家（黃炳と呼べた人が経営した宿）に宿泊し、また仲間張次有・張用・劉万・李俊・水秦宇・何福・楊志・王之実・王小宇・王采・李順・顧元は合わせて一二人、それぞれ煙・白茯苓などの貨物を持って黃拖家に宿泊し、それぞれ市開催の間に販売を行っています。海船一隻は港灣に碇泊させ、船のなかにはまた零細な貨物があります、と云々。要点をまとめると、次のようになる。①張文武らの商人は、順治九年二月一五日に蘇州から出発し、同年六月長崎に到着した。②乗員は二〇〇人（恐らく概数）、みな山西・陝西・江南の出身者。③日本で狐の皮・松の実・煎海鼠・銅・蘇木・胡椒・紫檀などを購入した。④同年一〇月帰国の途に着き、途中海難に遭い、日本に戻った。翌年二月二一日に再出発し、廟灣に着いた。⑤乗員のなかの一〇数人は廟灣から上陸し、残りは山東省の即墨県に赴き、そこで分宿し、西関の市で商品を販売していた。

ほかの商人に対する尋問も行われたが、それぞれの供述の内容には相違がないとされている。そのためか、県の「申報」では、商人の供述を一々に取り上げていない。

題本の最後では、巡撫夏玉は、海外貿易者の逮捕は重大な事件であるとし、現場役人の詳細な調査報告を待たず、直ちに上奏することにした

と述べている。

二 「刑部題本」に見る商人水秦宇の供述

「夏玉題本」が提出された後、山東省の官憲は引き続き事件の経緯を取り調べた。調査結果は、順治二年一月二三日付山東巡撫耿焯（夏玉の後任、同年二月任命、五月着任¹⁰）の題本（以下、「耿焯題本」と略称）で朝廷に報告されているが、その題本が現存しているかは未だ確認できていない。ただし、「刑部題本」は「耿焯題本」に対する「題覆」、つまり刑部の審議意見を示すものであり（約八八〇〇字）、最後の約二三〇〇字の審議意見を除けば、そのほとんどは「耿焯題本」の引用と見られる。「耿焯題本」で最初に取り上げているのは、萊州府・即墨県側による「水秦宇等一案」の共同審理に関する萊州道、すなわち萊州海防道田起龍からの上申であり、商人水秦宇（四一歳）の供述が詳しく記されている。その供述部分から、まず日本渡航前「船戸」（船所有者）薛来相（薛来相とも書かれている）らの商売活動が分かる。

【史料2】

山西汾州府汾陽県在官薛来相与陝西西安府朝邑県在官周尚文・段安、一向貿易江南、訪知載貨漂陽（「洋」の当て字か）利厚、各欲合夥買船下海冒利、順治陸年間、薛来相等合湊本銀壹千伍百兩、在於廟灣地方買通州馬元勳式桅走海大沙船壹隻、雇覓揚州府通州在官舵工吳永吉、即吳永傑、蘇州府吳県在官水手顧元・沈三・許大・高明徳・曾二・張二・袁思奇・譚新宇・黒三、將船修葺堅固、攬載客貨、常在膠州・天津・廟灣・清江浦雇与各処客商載貨、（後略）

【訳文】

山西汾州府汾陽県の「在官」（官府で名前が登録されている、以下同）薛来相と陝西西安府朝邑県の「在官」周尚文・段安が、平素から江

南地方で商売を行っております。貨物を海外へ運んで売買する利益が多いことを、人の話から知り、共同出資で船を購入し、海運を営み金儲けしようと欲しました。順治六年、薛来相らは、銀一千五百兩の資金を集め、廟灣で通州の馬元勳の二帆柱海運大沙船一隻を購入し、揚州府通州の「在官」舵工吳永吉、すなわち吳永傑、そして蘇州府吳県の「在官」水手顧元・沈三・許大・高明徳・曾二・張二・袁思奇・譚新宇・黒三を雇い、船を修繕で丈夫にしました。客商を招き貨物を集め、常に膠州・天津・廟灣・清江浦で各地の客商に雇われ、貨物を運送してました。

これによれば、「船戸」すなわち船所有者は、山西省出身の薛来相、陝西省出身の周尚文・段安であり、三人共同出資（銀一五〇〇兩）で二本マスト付の海運用の大型沙船¹¹を購入した。その後、「舵工」（楫取役）や水手を雇うして、北は天津から南は清江浦までの間、水運に従事していた。

次に、水秦宇の供述から、一部の乗船商人の名前と出身地も分かる。整理すれば、【表1】のようになる。

表に見られるように、商人は主に山西省と陝西省の出身者であった。水秦宇の供述によれば、その大多数は、以前は蘇州・揚州各地で商売していたが、運河水の枯渇などの事由で、北上して商売することを断念せざるを得ず、蘇州で待機しているうち、海外貿易に参加しようという考えが生じた。海外貿易の経験がないため、蘇州在住の商人房志吾、及び渡日経験のある王之実を誘った。後の審理で、房志吾は自ら、順治七年に日本貿易を行ったと供述した。つまり、房志吾も日本渡航の経験があり、王之実との二人は案内者の役割を期待されたようである。また、乗船商人の実数は明らかではないが、後の審理報告では八〇人以上とされており、【表1】に見られるのはその一部に過ぎなかった。

【表1】「水秦宇等一案」に名を挙げられた客商のリスト（出身地別）

出身地	名前
陝西省鞏昌府秦州	水秦宇
同省西安府咸陽県	杜得吾
同府涇陽県	何福 房志吾
同府華陰県	張次有
同府朝邑県	張文武 張用 劉万 張明吾 樊子剛 王小宇 李復 楊志 閻茂徳 文新寰 楊海吾
山西省汾州府汾陽県	可翰明 董復初 王習吾 郝俊台 張友振 王宗正 胡応朋 曹勝吾 任次川 李小山
同府介休県	黄子連（別名、黄子梁）
河南省開封府祥符県	王之実
江南省蘇州府	顧愛溪 李俊
同省太倉州	姚敬

さて、水秦宇の供述によれば、日本渡航の経緯は次の通りであった。

【史料3】

（前略）五月初柒日方到清江浦、出黄河口開洋停泊廟灣、至本年陸月初拾日即漂至日本国、在地名長崎島灣船下卸、將貨物尽行発売、仍買胡椒・紫檀・銅・倭煙・倭布・剪・鏡・狐貉皮等項貨物（中略）遂於本年捌月式拾日上船起身、当遭西風刮回、拾月初伍日復上船、

行至高麗、又遭風將船桅折傷、顧愛溪等跌落海内淹死、因風不順、仍回日本、不容上岸、拾式月初柒日上山修船、至順治拾年式月式拾壹日方復開船行走、於本年參月拾肆日、到淮安府地名灌河海口、（後略）

〔訳文〕

五月七日ようやく清江浦に着きました。黄河の河口から海に出ようとしたため、廟灣に碇泊していました。今年六月一日にも日本国に到着しました。地名が長崎島の港灣で船を碇泊させ、貨物を悉く売却し、また胡椒・紫檀・銅・倭煙・倭布・剪・鏡、狐や貉の毛皮などの貨物を購入しました。（中略）今年八月二〇日に船に乗って出帆しようとしたが、西風に遭い一〇月五日復び上船し「高麗」（朝鮮）に着きました。また、風に遭い船の帆柱が損傷され、顧愛溪らは海に転落して溺死しました。逆風のためまた日本に戻りました。上陸を許されず、一二月七日に山に登り（どこかに上陸したという意味か）船を修理しました。順治一〇年二月二日にやつと再出帆できまして、同年三月一四日、淮安府の地名が灌河の河口に着きました。

すなわち、商人水秦宇一行は、江南省北部の黄河の河口から海に入り、六月に日本到着し、長崎で取引を終えてから、八月に帰途に着いた。途中風に遭難し、いったん日本に戻ったものの、上陸を拒否され、その後どこかに停泊し、船を修繕した。出発地に近い灌河の河口に戻ったのは翌年三月であった。

長崎オランダ商館長日記を調べると、順治九年六月一日（一六五二年七月一日）の記事は見当たらないものの、前日条には「南京のジャンクが、数日五島に碇泊した後当灣に着いた。各種絹織物や生糸を積み、二百四十五人を乗せて来た」と噂される¹²⁾とある。記録されたのは一四日

だったが、実際上陸したのはその翌日だったと考えてもおかしくない。また、同年一月二日（順治九年十一月二日）条には「南京のジャンクが、風向きの不良と食料品の缺乏とのため目的地に達せず引返して来たが、これは三度目であるため、湾の中頃に停船し、乗組員二百五十人のうち一人も上陸を許されなかった」とある。¹³海難遭遇・長崎再上陸の拒否などの点では、水秦宇の供述と一致し、この「南京のジャンク」が水秦宇たちの船だった可能性は高い。

三 「刑部題本」に見る審理過程と処罰決定

「刑部題本」に引用された「耿焯題本」には、その後山東省での審理過程が詳しく記されている。第一節で述べた即墨県側の尋問を初審、第二節で述べた萊州道に報告された府県側の審理を二審とすれば、当該題本の記述を見る限り、案件の審理は合わせて七回も行われた。「夏玉題本」の提出とほぼ同時に、按察使（省の司法・監察などを司る）による審理（三審）と、萊州知府などによる共同審理（四審）が相次いで行われた。三審の焦点は、①その船が確かに日本に渡海し貿易を行ったのか、②不明者が確かに海難で溺死したのか、などに絞られたように見える。また商人王習吾によれば、その船はまず「高麗」に至り、貨物売れないためまた日本に向かったとされたが、他商人の供述と一致しないため真相は不明のままであった。四審では、商人関係や水手の雇用などの情報が若干得られたものの、事件の経緯については新しい事実の発見につながらなかった。

一方、その間、中央においては、順治一〇年五月二二日付の「夏玉題本」に対する審議が行われていた。まず五月二九日に「察議具奏、該部知道」（調査・審議のうえで上奏せよ、関係部門に伝達せよ）との諭旨が出され、審議は兵部に回された。兵部が「漂洋販売、事係戸部」（渡

海貿易に関しては戸部の担当）としたため、閏六月一八日に「戸部議奏」との諭旨を受けて戸部は審議を行い、「漂洋外販、律杖壹百、貨物・船隻入官」（渡海貿易は、律により百回の杖刑に処し、貨物・船を没収すべし）と指摘し、該当府（萊州府）が確認したうえで水秦宇らの船と貨物を戸部に渡し、犯人の罪科は刑部が議定すべきとした。七月二五日に「依議行」（審議意見に従い実施せよ）との諭旨が出された。罪科の議定にあたることになった刑部は、刑罰を定めるにはまず禁制品の有無と数量を確認すべきとした。これは一月二日「依議」（審議意見に従え）との諭旨により実行に移されることになり、刑部は速やかに取り調べよとの「咨文」（同級官署間の公文）を山東巡撫に送達した。

このように、中央から再度現場官員の調査が求められた。これに応じて翌年三月初後、萊州府はさらに二回も尋問を行った（五審・六審）。知府の報告では、各犯罪人の供述は前と同じであるとしている一方、案件の経緯については、「由廟灣発舟、将至天津、乃遭颶風漂抵日本」（船が廟灣を出発して天津に行こうとした。嵐に遭って日本に漂着した）とまとめている。この点から、案件の性格に関する萊州府側の判断は、日本貿易を目指した海外渡航から海難による日本漂着へと変化したように見受けられる。その背後には、商人から地方官憲への賄賂など、水面下の動きがあつた可能性も否定できない。なお、その間、前に総兵を務めた海時行が叛乱を起こしたため、鎮の倉庫に預かった商人黄之梁らの荷物は反乱者の手に入った。府は即墨県の官庫に封印された貨物のみを確認してリストを作成し萊州道に提出し、道を介して巡撫に上達した。これに対して巡撫耿焯は、日本に運んで売却した商品について何か帳簿の類がないのか、などの疑問点を提示し、深く追及するよう道に命じた。しかしその後、道・府の返答が滞り、催促したところ、ようやく「洋貨」（海外からの輸入品）リストが提出された。九月七日、耿焯は自ら審問

(七審)に臨んだが、結局のところ「同前無異」との結論しか出せず、それぞれ杖刑に処すべきとの意見を述べながら、確認に供するため「洋貨」リストを戸部・刑部に提出することにした。

以上は「耿焯題本」引用部分の内容である。翌月一五日に「該部確核、擬議具奏」(当該部が確認したうえ処理案を起草して上奏せよ)との論旨を受けて、刑部は、「耿焯題本」について審議し次の意見を示した。

【史料4】

看得、水秦宇等糾同下海、先売紬・毯等物於日本国、復買椒・木・煙・鉄等貨、往来販売、俱合依將緞疋・紬絹・糸綿私下海貨売者、律各杖壹百、船戸薛来相・周尚文・段安、俱依駄載之人、減壹等、律各杖玖拾、店家黄炳・黄拖、舵工呉永傑、水手顧元等、俱依不応得為而為之事、理重者、律各杖捌拾、查各犯事在拾壹年陸月赦前、均応免罪、貨物・船隻俱入官(後略)、

【訳文】

〔「耿焯題本」を〕見て思うには、水秦宇らは仲間を組んで海に出て、先に紬・毯などの貨物を日本国において売却し、また胡椒・蘇木・煙・鉄などの貨物を購入しました。(海外に)行き来・販売するのは、絹織物・綿織物・糸を私に商品として海外に売り出すという罪に該当し、律により各々百回の杖刑に処し、船戸薛来相・周尚文・段安は運賃稼ぎの人であり、罪は一等軽くし、律により各々九〇回の杖刑に処し、店家黄炳・黄拖、舵工呉永傑、水手顧元らは、為すべからざることを為したことにより、重く処罰し、律により各々八〇回の杖刑に処すべきです。調べると、それぞれの犯行は「順治」十一年六月の大赦の前にあたるので、彼らの罪をすべて赦免し、貨物と船はすべて没収すべきです。

「律」とされたのは「大清律」(「大清律集解附例」の略称)の「私出

外境及違禁下海律」と考えられる。確かに、該当箇条には「凡將馬牛・軍需鉄貨・銅錢・緞疋・紬絹・糸綿、私出外境貨売及下海者、杖一百、挑担駄載之人、減一等、物貨・船車並入官⁽¹⁴⁾」とあり、すなわち、馬牛・軍需鉄製品・銅錢・絹織物・綿織物・糸などを私に国境外、または海外へ持ち運んで貿易を行う者に対しては百回の杖刑に処し、運送担当の者に対しては一等軽くし、貨物及び船・車はすべて没収するということがあった。また、罪の赦免については、「実録」によれば、順治十一年六月に皇后冊封を祝うため、全国的に大赦を行うことが決まった⁽¹⁵⁾。「刑部題本」の「批紅」は「水秦宇等、依議」(水秦宇らに対しては、その通り処理せよ)ということであり、つまり刑部が提示した処罰案が裁可されたのである。

四 「南京船」長崎渡航の時代背景と「南貨」取引

まず、順治一二(一六五五、明暦元)年六月にいわゆる「海禁令⁽¹⁶⁾」が發布される前、「南京船」の海外貿易に臨む清政権の姿勢を見てみよう。諸先学が指摘した通り、商人喬復初・苗実珍は、弘光元年(南明福王政権の年号、清の順治元年)に「南京船」の「大明」海商として長崎に渡航し、南京陥落の情報を得て数年間に亘り長崎で避難生活を送っていたが、それぞれ順治六年・九年に帰国した⁽¹⁷⁾。それらの商民の「帰順」に対し、清は歓迎の態度をとった一方、順治三年、「大明律」に倣い「大清律」すなわち「大清律集解附例」を作成し、出国・海外貿易に関しては「私出外境及違禁下海律」という「大明律」の箇条もほぼそのまま「大清律」に取り入れた。軍需品はもちろん、絹織物などの、唐船の重要商品も海外への禁輸品とされたのである。もっとも、オランダ商館長日記(一六四七年五月二九日条)⁽¹⁸⁾に見られるように、「タルタリア人」(恐らく「韃靼」のオランダ語表現、実際は満洲人)の役人に賄賂を払えば日本への渡海

が許可されるのが、出国管理の実態だったようである。

次に、長崎オランダ商館長日記から、清支配下「南京船」の来航に対する徳川幕府の対応を窺ってみる。一六四六年六月、二隻の「南京ジャンク船」が相次いで入港し、それにより、清が南京を占領し中国人(旧明支配下の漢人)が辮髪に強いられたとの情報が伝わってきた。辮髪のため、それらの乗員は「タルタリア人」と扱われ、江戸の指示により、取引を許さず退去を要求された。その理由は、これまで「タルタリア人」と貿易も文通もなく、とりわけその信仰がキリスト教なのか、未確認のためとされている⁽¹⁹⁾。しかし九月になると、長崎では、中国人であれば日本渡海は以前のように許されるとの指示が出され、辮髪の「南京船」商人の取引は再び許可されるようになった⁽²⁰⁾。さらに一二月、江戸から「皇帝陛下は〔髪を〕剃っている〔中国人〕に対しても剃っていない中国人に対しても彼の国を再び開き、自由な貿易を許した」との指示が長崎に届き、そして許可の理由は「タルタリア人」がキリスト教徒ではないことが確認できたためであるとされた⁽²¹⁾。

また、「水秦宇等一案」の史料には、それらの商人が長崎で実際にどのように取引していたのかはほとんど記されていないが【史料1】・【史料3】からは、彼らがどのような商品を日本で購入し中国に運んできたのかに関する情報が得られる。とくに注目したいのは、日本で購入して中国に持ち運んだのは「倭産」のものだけでなく、蘇木・胡椒・紫檀(紅木か)・銅・藤などの、いわゆる「南貨」(東南アジアの産物)も多く含まれていることである。それらの「南貨」について、同時代の史料から、唐船舶載品の産地に関する情報、及び唐船の積荷に関する情報を抽出できる。

【表2】に示されているように、蘇木・胡椒・藤の産地が東南アジアの諸国だったことは、当時の日本でも認識されている。それらの「南貨」

を日本に積載してきたのは、広南・カンボジアなどの、直接東南アジアの各地から来航した船のほか、安海・漳州・福州・広州の港からの船もあった。とくに、安海・漳州・福州などは鄭氏勢力圏内にあり、それらの港から出帆した商船は、鄭氏政権の指導のもと、福建を中心とした中国の東南沿海地方を拠点に、南は東南アジア各地、北は日本との間の広い範囲で中継貿易を行い、安海などの中継港で集荷した蘇木・胡椒などを日本に運送・転売していたと考え

【表2】 唐船による長崎への「南貨」積載 (1641~52年)

商品	主要な産地	輸入実績のある船 (出港地別の隻数)
蘇木	広南 暹羅 六昆 東京 交趾 咬嚙吧	広南13 東埔寨8 交趾4 安海4 東京3 福州3 漳州3 咬嚙吧2 広州2 大泥1
胡椒	大泥 広南 大泥 暹羅 咬嚙吧	広南10 交趾4 東埔寨2 咬嚙吧2 安海1 広州1
藤	暹羅 六昆 大泥 東埔寨 咬嚙吧	広南4 東埔寨3 咬嚙吧1 交趾1 漳州1
紫檀	咬嚙吧	広南1 広東1

* 出典：「主要な産地」については林道栄(唐通事)「異国風土記」(元禄元年版、横浜市立大学所蔵)、「輸入実績のある船」についてはオランダ商館側の記録(永積洋子編『唐船輸出入品数量一覧一六三七~一八三三年』創文社、一九八七年)。

注：広南(ベトナム中部)、交趾(ベトナム南部)、東京(ベトナム北部)、東埔寨(カンボジア)、咬嚙吧(バタフィア)、六昆(リゴール、タイ南部)、大泥(パタニ、マレー半島中部の東岸)、安海(福建省南部、アモイの近く)。

られる。紫檀については、一六四一年七月に長崎に運ばれてきた記録があるが、その後見られない。少量でオランダ側の資料に記載されていない、または別項目「雜貨」などに分類された可能性がある。一方、唐船が銅を東南アジアから日本に船載してきた形跡が見られず、その確認は今後の課題としたい。

では、なぜ「南京船」の商人はわざわざ日本から「南貨」を購入していたのか。当時、「南貨」北上の主な経路である、中国東南沿海の海域が鄭氏の支配下にあり、一方陸路でも東南アジアに隣接する華南地域では、清と南明政権や他の反清勢力との戦いが膠着状態に陥っていた。これらにより、清支配下の地域では、東南アジアの特産品を入手しにくくなった。そのため、「南京船」の商人がわざわざ日本から「南貨」を買い付けることにしたと考えられる。

おわりに

関係檔案の解析から「水秦宇等一案」の経緯が概ね明らかになった。すなわち、水秦宇らの山陝（隣接する山西・陝西両省）及び江南出身の商人が、山陝出身の薛来相ら三人（船戸）の所持する船を雇い、順治九年の夏に江南省北部の廟湾から長崎に渡航し、長崎で二か月余滞在し貿易を行い、帰帆途中海難に遭い、翌年三月ようやく廟湾近くの河口に着いた。乗船商人の大半が上陸し、残りの商人は山東省の即墨県に赴き、西関の市で日本からの舶来品を販売している際、海外渡航したことが発覚し、拘束された。地方官府及び刑部の審議では「大清律」に即して杖刑に処すべきと議されたが、あたかも皇后冊封の大赦にあたり、処罰は船と貨物の没収にとどまり、身体刑が赦免されることになった、ということであった。

案件の処理をめぐる清官憲側の議論から、この時点では、官府側の許

可なしで絹織物などを私に海外へ輸出する者に杖刑を科すべきという明の方針を踏襲しているが、いわゆる順治一二年「海禁令」の発布までは、民間商人の海外貿易を全面的に禁止することは明示していなかったように見える。案件の最終判決を導いた「刑部題本」が順治一二年七月に出されたことを含めて考えると、「水秦宇等一案」の審議が海禁政策をめぐる議論につながった可能性もある。一方、日本側においては、辯髪に強いられた「南京船」商人の来航に対し、最初は取引を拒否する態度をとったが、「タルタリア人」（満州人）がキリスト信仰ではないことが確認できたことを理由に、貿易許可へと方針を転換した。その背後には、①清との衝突を回避すること、②「南京船」による中国情報を欲したこと、③江南地方の貿易（とくに生糸・絹織物の輸入）を維持しようとしたことがあったと考えられる。また、「南京船」の商人が日本で「南貨」を購入したことも興味深い。詳しい検証は今後の課題としたいが、清と鄭氏集団・南明政権などとの対峙状況のなか、東南沿海に沿って北上する航路が遮断されたことにより、長崎は清支配下の中国と東南アジア各地との貿易中継地としての役割も担っていたと考えられる。

【付記】本稿は科学研究費基盤研究S「マルチアーカイヴアル的手法による在外日本関係史料の調査と研究資源化の研究」（研究代表者 保谷徹）による研究成果の一部である。

〔註〕

（1）本稿で用いた檔案史料は、筆者が二〇一三年に日本学術振興会外国人特別研究員・東京大学史料編纂所外国人研究員として北京の第一歴史档案館で行った史料調査の成果である。

（2）明の「南直隸」つまり副都・南京の直轄地域から出帆した商船が、長崎では「南京船」と呼ばれていた。清初になると「南直隸」は江南省と

- 改名されたが、江南省の諸港からの商船は、長崎では従来通り「南京船」と称されている。
- (3) 荊曉燕「清順治十二年前的対日海外貿易政策」(『史学月刊』二〇〇七年第一期)。
- (4) 中央研究院歴史語言研究所編『明清史料』己編(同研究所出版、一九五七～五八年)。
- (5) その史料は、「刑部題本」と照らし合わせると、欠字のところを除けば、内容として文章表現を含めて全く同じであり、恐らく「刑部題本」で引用された「耿焯題本」の掲帖(題本と一緒に提出される副本)にあたるものではないかと考えられる。なお、史料の前半のみならず、末尾も欠如している。
- (6) たとえば、前註3 荊論文では、陝西商人水秦宇らを即墨商人としている。
- (7) 拙稿「近世前期長崎貿易における唐船商人の経営形態」(木村直樹・牧原成征編『十七世紀秩序の形成』吉川弘文館、二〇一五年出版予定)。
- (8) 清は明の制度に倣い、各地の要所で鎮と呼ばれた守備兵団を配備した。兵団の司令官は「総兵」と呼ばれていた。
- (9) 貞享二(一六八五)年六四番「南京船」風説書には「南京より御当地江罷渡申候船之儀、南京蘇州之内、呉淞と申湊、并に廟湾と申湊、両所に商船出入之運上納申候官人相定り、右両所之外、商船之出入罷成不申候」(林春勝・林信篤編『華夷変態』東洋文庫、一九五八年、五二一頁)とあり、康熙二三(一六八四)年清海禁解除後、海関を設置し海外渡航の商船から税を取ろうとした時、まず呉淞と廟湾に官員を派遣したことが窺える。これを考えると、一七世紀において廟湾は、呉淞と並んで江南省の主な港と認識されていた。
- (10) 張偉仁主編『明清檔案』(中央研究院歴史語言研究所、一九八六年) A18-153' A19-180。
- (11) 「沙船」とは舳が低く艫が高く平底の船、主に河川・近海の運航に利用されている。中国の沿海地方、特に江南地方から長崎に渡航した商船の多くは「沙船」であった。
- (12) 『長崎オランダ商館の日記』第三輯(村上直次郎訳、岩波書店、一九五八年)一五六頁。
- (13) 同、一九四頁。
- (14) 『順治三年奏定律』(楊一凡・田涛主編『中国珍稀法律典籍』続編第五冊、黑竜江人民出版社、二〇〇二年)二七九頁。
- (15) 『世祖章皇帝実録』卷八四、順治二年六月庚辰(二日)条。
- (16) 同卷九二、順治二年六月壬申(二九日)条。『大清会典』(康熙朝)卷九九「海禁条」。
- (17) 喬復初帰国一件について、前註3 荊論文で言及されている。苗実珍の日本貿易に関する考察としては、安双成・関嘉録「清代的両起中日民間貿易活動」(『故宮博物院院刊』一九八三年第一期)、魏能涛「明末清初蘇州商船滞日八年辨偽」(『故宮博物院院刊』一九八四年第三期)、松浦章「満文檔案和清代日中貿易」(同『明清時代東亜海域的文化交流』江蘇人民出版社、二〇〇九年、初出は一九八五年)などがある。
- (18) 東京大学史料編纂所編『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之十(東京大学、二〇〇五年)一七六頁。
- (19) 同訳文編之九(同、二〇〇一年)一六五～一六六、一七〇頁。
- (20) 同、一九一頁。
- (21) 同訳文編之十(前掲)三九頁。